		エ　強力な電磁界による障害のおそれのない環境の建築物を選定すること。ただし、やむを得ない場合であつて、通信機械室等に電磁シールド等の措置を講ずるときは、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
		オ　爆発や火災のおそれのある危険物を収容する施設に隣接した建築物は回避すること。	○	○	○	○	○
	⑵　建築物の選定	ア　耐震構造であること。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		イ　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		ウ　床荷重に対し、所要の構造耐力を確保すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	⑶　入出制限機能	ア　建築物の出入口には、施錠機能を設けること。	◎	◎	◎	◎	◎
		イ　通常利用する出入口には、設備の重要度に応じた適切な入出管理機能を設けること。ただし、これに準ずる措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
		ウ　セキュリティを保つべき領域の具体的な基準を設定し、運用すること。	◎	◎	◎	◎	◎
	⑷　火災の検知、消火	ア　自動火災報知設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		イ　消火設備を適切に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
２．通信機械室等							
	⑴　通信機械室の位置	ア　自然災害等の外部からの影響を受けるおそれの少ない場所に設置すること。	◎	◎	◎	◎	◎
		イ　第三者が侵入するおそれの少ない場所に設置すること。ただし、第三者が容易に侵入できないような措置が講じられている場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
		ウ　浸水のおそれの少ない場所に設置すること。ただし、やむを得ない場合であつて、床のかさ上げ、防水壁等の措置を講ずる場合又は排水設備を設置する場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		エ　強力な電磁界による障害のおそれの少ない場所に設置すること。ただし、やむを得ない場合であつて、電磁シールド等の措置を講ずる場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎
	⑵　通信機械室内の設備等の設置	ア　保守作業を安全かつ円滑に行うことができる空間を確保すること。	◎	◎	◎	◎	◎
		イ　じゅう器等には、通常想定される規模の地震による転倒及び移動を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
	⑶　通信機械室の条件	ア　重要な設備を収容する通信機械室は、専用に設け、十分な強度を持つ扉を設けること。	◎	◎	◎	◎＊	◎＊
		イ　床、内壁、天井等に使用する内装材には、通常想定される規模の地震による落下、転倒等を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎＊	◎＊	◎＊
		ウ　床、内壁、天井等に使用する内装材には、建築基準法第２条に規定する不燃材料又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条に規定する準不燃材料若しくは難燃材料を使用すること。	◎	◎	◎＊	◎＊	◎＊
		エ　静電気の発生又は帯電を防止する措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊
		オ　通信機械室に電源設備等を設置する場合は、必要に応じ、電磁界による障害を防止する措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎
		カ　通信機械室の貫通孔には、延焼を防止する措置を講ずること。	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊	◎＊